

# 資料 1

## 土浦市公共施設等総合管理計画の策定の基本方針について

### 1 策定の必要性及び経緯

#### 策定の必要性

- ①高度経済成長期に急速に整備された道路や下水道を含めて、公共施設の大規模改修が見込まれ、厳しい財政状況の中での対応となるため、経営的な視点に立ち、行財政改革の推進との両立を図りつつ、公共施設の適正配置や長寿命化を早急に進めていく必要があること
- ②少子高齢化の進行及びコロナの影響により税収の増が見込まれないことや扶助費の増により、義務的経費が増加していくことが見込まれるため、保有資産の最適化や効率的な維持管理により、将来の行政サービスの財源を確保する必要があること
- ③老朽化した公共施設等の改修・更新を従来どおり続けていくと、莫大な経費がかかることから、今後の施設の改修更新時期を見通し、全市的な観点から、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設マネジメントに取り組む必要があること
- ④今年度中に現総合管理計画の見直しを行うよう国から要請があること

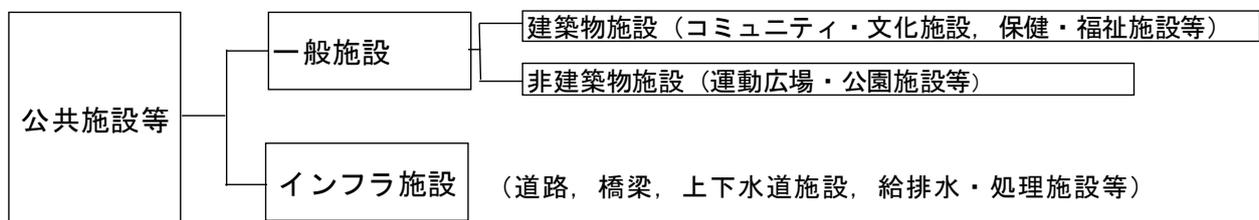
#### 過去の経緯

- ・2016年（平成28年）8月に「公共施設等総合管理計画」（以下「平成28年度総合管理計画」という。）を策定し、市が保有する公共施設や道路、橋りょう、公園、上下水道等のインフラ施設等全ての公共施設等を対象に、今後の基本的な方針を示し、2055年（令和37年）度までに、公共施設（建築物）の施設総量（床面積換算）を2016年（平成28年）度比の30%縮減することを目標として掲げました。



上記の平成28年度総合管理計画の策定から、一定の期間が経過することとともに、各施設所管課において、インフラ長寿命化計画等が策定されている状況を踏まえ、今般、「公共施設等総合管理計画」の見直しを行うものです。

### 2 対象施設



### 3 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画であり、今年度策定予定である「第9次土浦市総合計画」に即するとともに、「第6次土浦市行財政改革大綱」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」を踏まえ、公共施設等のストックを総合的に管理するための方針及び適正配置の方針を示すものです。

#### 4 計画期間

令和4（2022）年度～令和37（2055）年度（34年間）  
10年期ごとにローリングを実施する。

#### 5 主な策定項目

- ①公共施設等全体の基本方針
- ②公共施設等の類型別基本方針（コミュニティ・文化施設，保健・福祉施設等）
- ③施設保有量の目標値
- ④適切な施設配置に関する考え方
- ⑤長寿命化対策や適切な施設配置の推進に向けた方策

#### 6 策定時期

令和3年度中に策定（内部会議，外部会議それぞれ4回ずつ行う予定）

#### 7 策定体制

本計画は，次に示す「策定委員会」，「庁内検討会議」の体制により策定いたします。

